

愛知県における犯罪被害者等支援の充実に向けた取組状況について

資料 1

1 令和5年度における犯罪被害者等支援に関する動向

国や全国知事会において、犯罪被害者等支援の充実・強化が打ち出された。

4月	自民党「司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT」において、経済的援助の強化等を盛り込んだ「犯罪被害者等施策の一層の推進のための提言 ^{※1} 」を取りまとめ。5月内閣総理大臣へ提出
7月	内閣総理大臣を会長とする「犯罪被害者等施策推進会議」が開催され、遺族らへの経済的支援を拡充する政策案 ^{参考資料 2^{※2}} を決定
	全国知事会において犯罪被害者等支援施策の強化に向けた国への提言案 ^{参考資料 3^{※3}} を採択し、国に要請活動を行った（要請活動は8月）。

※1,2 犯罪被害者等給付金水準の大幅な引き上げ、新たな弁護士制度の創設の検討、医療、教育、納税など各制度に応じ、犯罪被害者に配慮した取り扱いが行われるようにすること等が盛り込まれた。

※3 「地方自治体の犯罪被害者等支援施策や総合的対応窓口における専門人材の確保・育成などの機能強化に対して十分な財政的支援を講ずること」や民間支援団体の活動、地方自治体が実施する広報啓発活動への財政的支援等が盛り込まれた。

2 令和5年度における愛知県の主な新規取組状況

「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針」（2023年3月策定）の施策方針を踏まえながら犯罪被害者等支援の拡充に向けた以下の取組を推進。

（1）柱1「犯罪被害者等支援に対するフローの確立」

- 愛知県犯罪被害者等支援推進のための連絡会議の設置（6月7日（水））
 - ・ 愛知県における犯罪被害者等支援に活用できる施策を所管する課室により構成。犯罪被害者等支援状況の共有及び県庁内における犯罪被害者等支援体制の構築を目的とする会議を初めて開催^{参考資料 4}。
- 市町村犯罪被害者等支援施策担当課長会議の開催（7月28日（金））
 - ・ 犯罪被害者等への支援や市町村における取組の必要性について理解を促し、条例制定や支援施策への更なる取組を促進するための会議を初めて開催^{参考資料 5}。
- 愛知県犯罪被害者支援総合サイトの実運用開始（^{資料 2}）
 - ・ 犯罪被害者にとってのガイドラインとなるだけでなく、各市町村の犯罪被害者支援に関わる担当者にとっても、次の紹介先、支援のつなぎ先を見つけるためのガイドラインとして利用可能なWebページの実運用を開始。

（2）柱2「多岐にわたる支援ニーズへの対応」

- 犯罪被害者等支援を目的とした制度の創設（主なものを抜粋）
^{愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成制度}（^{資料 3}）
 - ・ 殺人、傷害、性犯罪等の被害に遭われた方や御遺族の方を対象として、他の公的な制度による無料の法律相談を受けられない場合、県がその費用を助成する制度。

^{愛知県犯罪被害者等転居費用助成金}（^{資料 4}）

- ・ 犯罪被害による住居の損壊、二次被害や再被害のおそれなどにより、従前の住居に住居することが困難になったと認められる犯罪被害者やその御遺族に対して、転居費用を助成する制度。

（3）柱3「社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成」

- 犯罪被害者等支援制度の認知向上に向けたリーフレットの新規作成（予定）
 - ・ 犯罪被害者等に対する県の支援制度等をまとめ、県民に対して周知広報するためのリーフレットを新規作成予定。
- 県政お届け講座に「犯罪被害者等支援」を新設
 - ・ 県職員が集会等の場に出向くなどして、県政の様々な分野について分かりやすく説明する「県政お届け講座」に、犯罪被害者等支援の講座を新規に開設。

3 今後の取組予定

総合的対応窓口の一層の充実を図るとともに、県内における犯罪被害者等支援の一層の推進を目指し、以下の取組を進めていく予定。

（1）総合的対応窓口の移管

愛知県における犯罪被害者等支援の総合的対応窓口を、現在の県民相談・情報センター等から県民安全課に移管する。

（2）対人援助のできる人員の配置

日本福祉大学原田学長との面談^{参考資料 6}において、犯罪被害者等の相談対応を行う際、被害者支援の経験者が相談を受け止めた上で、各種専門家へ繋いでいくことが好ましい旨の示唆があったことを踏まえ、総合的対応窓口において、犯罪被害者等支援の経験を有する人員を配置する方向で調整中。

（3）専門家との連携体制強化

総合的対応窓口で相談を受けた犯罪被害者等に対して、社会福祉士、臨床心理士などの専門家と連携して支援を行うため、社会福祉協議会や臨床心理士会との連携についての検討を進める。

（4）市町村における犯罪被害者等支援の特化条例制定に向けた働き掛け

市町村の犯罪被害者等担当課室に対し、研修等において特化条例制定の必要性を認識させるとともに、他市町村の取組状況を提供することで、特化条例制定を促していく。また、特化条例を制定する市町村からの相談等に対応していく。

（5）市町村担当者向け犯罪被害者等支援ハンドブックの作成

市町村の総合的対応窓口において利活用が可能な犯罪被害者等支援のハンドブックを作成予定であり、犯罪被害者等支援の底上げを行えるよう、内容等についての検討を進める。